



宮 崎 県 公 報

令和6年1月25日(木曜日) 第477号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○救急病院の認定…………… (医療政策課) 1	
○指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (障がい福祉課) 1	
○と畜場法施行令第9条の検印に使用すると畜場 番号の設定…………… (衛生管理課) 1	
○保安林の指定…………… (自然環境課) 2	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同	

意 (2件) …………… (水産政策課) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… (“) 3	
○港湾法に基づき撤去した工作物等の保管…………… (港湾課) 3	
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 3	
○県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 3	
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定…………… (“) 4	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 4	
○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (担い手農地対策課) 4	

告 示

宮崎県告示第39号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
黒木病院	延岡市北小路14番地1

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年2月1日から令和9年1月31日まで

宮崎県告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510100086	介護ヘルパーひむか	西都市大字右松2503番地1	株式会社プラス・ワン	宮崎市佐土原町下田島 20305番地65	令和5年3月31日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
4510600648	訪問介護事業所つどい	日向市春原町2-20マリナーズビル101号	合同会社つどい	日向市春原町2-20マリナーズビル101号	令和5年9月1日	同行援護
4512100027	門川町社会福祉協議会居宅介護事業所	東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地	社会福祉法人門川町社会福祉協議会	東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地	令和5年10月1日	行動援護
4510600333	ケアステーション日向	日向市原町2丁目4番15号	三寿産業株式会社	日向市原町2丁目4番15号	令和5年10月18日	重度訪問介護
4521910184	パワートゥーリーブ	東諸県郡国富町木脇2865番地9	合同会社マルタク	宮崎市松橋1丁目7番4号	令和5年12月31日	共同生活援助(介護サービス包括型)
4511910087	エデンの園ふれあい	東諸県郡国富町大字三名2621番地8	社会福祉法人エデンの園	東諸県郡国富町大字三名2621番地5	令和5年12月31日	生活介護

宮崎県告示第41号

と畜場法施行令(昭和28年政令第 216号)第 9 条の検印に使用すると畜場番号を次のように定める。

なお、と畜場法施行令第 9 条の検印に使用すると畜場番号の設定(令和 5 年宮崎県告示第 61 号)は、廃止する。

令和 6 年 1 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

番号	名称	所在地	区別
1	株式会社ミヤチク 都農工場	児湯郡都農町大字川 北 15530 番地	一般と畜場
2	都城ウエルネスミート株式会社	都城市平江町 36 号 2 番地	一般と畜場
3	延岡市食肉センター	延岡市塩浜町 2 丁目 2052 番地 1	一般と畜場
5	サンキョーミート株式会社 霧島ミートプラント	小林市大字細野 2523 番地	一般と畜場
6	株式会社丸正フーズ	えびの市大字大河平 4633 番地	一般と畜場
7	株式会社ミヤチク 高崎工場	都城市高崎町大牟田 4268 番地 1	一般と畜場
10	株式会社 S E ミート 宮崎	西都市大字岡富 1500 番地	一般と畜場
11	南日本ハム株式会社	日向市大字財光寺 11 93 番地	一般と畜場
13	宮崎県簡易と畜場(川南支場)	児湯郡川南町大字川 南 21986 番地	簡易と畜場

宮崎県告示第 42 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 6 年 1 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字菖蒲迫北乙 743、乙 746、乙 773-1、乙 776-5、乙 785、字菖蒲迫南乙 996、乙 1017、乙 1030、乙 1054、乙 1062、乙 1081、乙 1086、字中ノ迫北乙 1107-7、字内野北乙 1533-25、乙 1533-28
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 43 号

漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。)第 108 条第 5 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定によ

る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 6 年 1 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 5 年 11 月 28 日
発起人の住所及び氏名	日向市 美々津町第二漁業生産組合 日向市 幸脇漁業生産組合
加入区 の 名 称	日向市加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区
区 分	総トン数 10 トン以上の漁船を使用して 主に機船船びき網漁業を行うもの

宮崎県告示第 44 号

漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。)第 108 条第 5 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 6 年 1 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	令和 5 年 12 月 21 日
発起人の住所及び氏名	日南市 株式会社向進水産 日南市 河北 哲
加入区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区
区 分	総トン数 10 トン以上の漁船を使用して 主にかつお一本釣りを漁業を行うもの、 総トン数 10 トン以上の漁船を使用して 主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、 総トン数 10 トン以上の漁船を使用して主 にひき縄漁業を行うもの、大型定置漁 業及び南郷町中村甲の地区の者又は旧 栄松漁業協同組合に所属する組合員で あった者が行う総トン数 10 トン未満の 漁船を使用して主に磯建網漁業以外の 漁業を行うもの

宮崎県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年1月25日から同年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
234	県道	中渡川下三ヶ線	東臼杵郡美郷町南郷中渡川字杭谷590番1地先から同郡同町南郷中渡川同字590番1地先まで	旧	5.7～24.7	339.8
				新	7.3～99.3	339.8

宮崎県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年1月25日から同年2月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
234	県道	中渡川下三ヶ線	東臼杵郡美郷町南郷中渡川字杭谷590番1地先から同郡同町南郷中渡川同字590番25地先まで	令和6年1月25日

宮崎県告示第47号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第3項の規定により、同条第2項の規定により撤去した工作物又は船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を保管した。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 工作物等の名称又は種類、形状及び数量等

名称又は種類、形状及び数量	放置等されていた場所	撤去した日時
船舶の種類：無動力船 船長：約6m 幅：約1m 色：白色 船体素材：FRP 数量：1隻	日向市大字細島字伊勢町1020番4地先	令和5年12月26日午後2時05分

2 工作物等の保管を始めた日時

令和5年12月26日午後3時

3 工作物等の保管場所

日向市大字日知屋字片ヶ浜3379-44（細島港商業港地区内）

4 保管した工作物等の返還

(1) 返還期限

令和6年6月26日。ただし、令和6年3月26日までに返還の申出がない場合には、工作物等を売却してその代金を保管し、又は工作物等を廃棄することがある。

(2) 返還の申出及び問合せ先

宮崎県北部港湾事務所総務課管理担当 日向市大字日知屋字新開17371の2 電話番号0982(52)5366

(3) 費用負担

工作物等の撤去、保管、売却その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者その他港湾管理者が当該措置を命ずべき者の負担とする。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、狭野土地改良区（高原町）から令和5年12月25日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、野中地区県営土地改良事業（日南市、県営ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年1月25日から令和6年2月26日まで

3 縦覧場所

日南市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、後川内地区川路山換地区県営土地改良事業（高原町、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年1月25日から令和6年2月26日まで
- 3 縦覧場所
高原町役場農畜産振興課内
- 4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
沿海北部地区	延岡市、日向市、門川町及び美郷町	広域営農団地農道整備事業	令和5年11月16日

農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年1月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(㎡)
小林市南西方字平原 552番1	田	1,603
小林市南西方字平原 552番3	田	57
小林市南西方字平原 553番	田	1,421
小林市南西方字平原 554番	田	1,041
小林市南西方字平原 555番	田	343
小林市南西方字平原 556番4	田	57

- | | | |
|----------------|---|-----|
| 小林市南西方字平原 585番 | 田 | 158 |
|----------------|---|-----|
- 2 申請に係る農地の利用の現況
利用権が設定されていない農地
 - 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地中間管理機構は、知事裁定後、利用権が設定された後に農地中間管理事業により借受希望者へ農地を転貸する。
 - 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

希望する利用権の始期	希望する利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
令和6年4月1日	5年 (令和11年3月31日まで)	70,200円

- 5 その他参考となる事項
 - (1) 農地の状況
遊休化しておらず、直ちに耕作できる状況にある。
 - (2) 借受希望の有無
水稻の作付けを予定する借受希望者がいる。
 - (3) 当該農地に対する抵当権等の権利設定の状況
抵当権等の権利設定はない。
 - (4) 近傍類似の賃料水準
小林市農業委員会調べの基盤整備未済の田の近傍類似の1年分の賃料は、平均して10アール当たり 2,000円から 3,000円までとなっている。
- 6 意見書の提出
申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。
 - (1) 提出期限
令和6年2月8日（木）
 - (2) 提出先
宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課
 - (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項